

漁業法第8条

3 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第1種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定による総会の議決前にその組合員（漁業組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第14条第6項の規定により）適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第1種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第84条第1項の規定により主務大臣が指定する湖沼を除く。第21条第1項を除き以下同じ。）以外の水面である場合にあっては沿岸漁業（総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあっては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあっては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であって、当該漁業権に係る第11条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するものの3分の2以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、水産業協同組合法21条3項（同法第89条第3項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第15条の2第4項に規定する電磁的方法をいう。）により議決を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

6 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 第3項から第5項までの規定は、特定区画漁業権又は第一種共同漁業権を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。

水産業協同組合法第50条

次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一～四 略

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止